令和４年度第１回金沢市景観審議会

日時　令和 4 年 11 月 28 日（月）午後 1 時 30 分～

会場　金沢市第一本庁舎 7 階　全員協議会室

出席委員：福光会長、鍔副会長、麻生委員、川﨑委員、中川委員、中森委員、蜂谷委員、
馬場先委員、山崎委員、黒崎委員、山田委員、代理坂本（桑島委員）

欠席委員：新家委員、土田委員、能木場委員、本康委員、柳井委員、竹内委員

事 務 局：	都市整備局	坪田局長
	景観政策課	石浦課長、村田補佐、福塚係長、芹原主査、渡邊主任 米田技師
	都市計画課	高木課長
	緑と花の課	前多課長
	建築指導課	坂上課長
	歴史都市推進課	土田担当課長、田丸係長
	環境政策課	山口課長、中西室長

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　委員紹介　会長および副会長の選任

4　議事

＜審議案件＞

・金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

・附属中学・高校増築計画

報告案件

・令和４年度上期景観施策について

・令和４年度上期専門部会審議結果について

1） 建物部会

2） 用水みちすじ部会

3） 寺社風景保全部会

【審議案件】
・金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

――― 資料１（金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について）説明

（事務局）
環境政策課の中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本条例につきまして概要を説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。
まず、条例制定の背景から申し述べますが、金沢市では2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げ、市有施設への太陽光発電設置や住宅への太陽光発電設備の助成など再生可能エネルギーの利用推進に取り組んでまいりましたが、近年、再生可能エネルギー発電設備について、自然環境、景観、生活環境等への影響を懸念する住民と設置事業者との間で十分なコミュニケーションが図られず、トラブルに至る事例が全国的に散見され、本市でも同様なケースが見られることから、環境や景観等と調和した再生可能エネルギーの利用を推進するため、本条例を制定することとしたものです。
次に概要に移ります。まず、【1 目的】ですが、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について、基本理念を定め、関係主体の責務を明らかにするとともに、再エネ設備の適正設置等の基本事項を定めることで、市民の安全で安心な生活環境を確保し、かつ、環境や景観等と調和した再生可能エネルギーの利用を推進することとしております。
【2 基本理念】ですが、再エネ設備の適正設置等につきまして、災害発生防止、環境や景観等の保全に十分配慮し行うこと。安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電すること。市、事業者など各主体がそれぞれの責務を自覚し、相互の信頼と理解のもと行うこと。これら3点を掲げております。
【3 条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備】につきましては、太陽光、風力に加え、水力、地熱、バイオマスの各発電設備といたしますが、周辺住民や環境への影響が軽微である再生可能エネルギー発電設備として規則で定めるものにつきましては条例の対象外とし、例えば住宅の屋根等に設置の太陽光発電設備等を想定しております。
【4 発電設備設置区域の区分化】につきまして、これは市域を「禁止区域」「抑制区域」「その他の区域」に区分するものです。「禁止区域」は、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、再エネ設備を原則、設置できない区域でありまして、砂防指定地や保安林など記載の区域としております。「抑制区域」は、自然環境、景観、生活環境の保全、文化財保護の観点から、市長の許可を必要とする区域として規則で規定することとしており、景観形成区域や都市計画法に規定する住居系地域や商業系地域などの区域を考えております。「その他の区域」は、禁止区域・抑制区域以外の区域で、発電設備の概要等につきまして市長に届け出を行う必要がある区域としております。
【5 各主体の責務】につきましては、市、事業者、土地所有者等、市民につきまして、それぞれ記載の責務を明らかにしております。
【6 再エネ設備の適正設置等のための基本となる事項】ですが、事業者に対しましては、①事業計画についての市との事前協議。②事業計画に関する標識の設置と近隣関係者向け

説明会の開催。③近隣関係者からの意見の申出に係る協議の実施。④再生可能エネルギー発電設備の設置に係る許可申請や届出の実施。⑤工事着手時や完了時の届出。⑥適正な維持管理と、毎年度の市への維持管理報告。⑦事業廃止時の届出。⑧譲渡や相続等による地位の承継と、その際の届出等を規定しております。市に関しましては、①近隣関係者や事業者からの事業計画に関する意見の調整要請への対応。続いて、②抑制区域に係る設置許可基準の設定ですけれども、こちらで景観に係る設置許可につきまして、本景観審議会の意見を聴くことができる旨の規定を設置することとしております。許可基準につきましては、今後、規則で規定をしていきますが、景観に関する既存の条例や計画等と異なる基準でありますとか、また、既存の基準等を超えるものを本条例や規則で設定しようとするものではございません。そのことを前提とした上で、本条例におきましても、ぜひ景観審議会の各委員のご意見をお聞かせ願い、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置および管理と景観との調和を図ってまいりたいと考えております。次に③不正手段による設置許可取得等に対する設置許可の取り消し。④再エネ設備の適正設置等に向けた指導や助言。⑤指導や助言に対する措置の確認に係る実地調査。⑥再エネ設備の適正な運営に向けた立入検査、質問の実施。⑦条例の手続きを遵守していない事業者に対する勧告。⑧上記勧告に係る措置をとるべき旨の命令。⑨上記措置命令を行った場合の事業者の公表。こういった行政指導等につきましても規定をしております。

【７経過措置】ですが、本条例の施行期日前に、既に再エネ特措法（通称）に基づく国の認定を受けている､または再エネ発電設備設置工事に着手している場合につきましては、市との事前協議や地元説明会など設備の設置に当たって必要となる行為に係る規定は適用されませんが、事業者の責務や市長への管理報告など、再エネ発電設備の適正な維持管理に関する規定、これらについては適応することとしております。

最後に、施行期日ですが、12 月議会での議決を頂いた後に、令和５年４月１日からの施行を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。計画部会の部会長から補足をお願いします。

―――部会長からの補足説明―――

（B 委員）

令和４年 11 月 17 日の計画部会で、この件について意見聴取をしました。まず、重要な所は、資料１－１【3 条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備】ですが、太陽光・風力・水力とありますが、対象外として、発電出力が 20kW 未満の小規模な太陽光発電設備や、出力を問わず住宅の屋根や屋上に設置された太陽光発電設備等は、この条例の適用外です。今ここで対象となるものは、比較的大きな規模の再生エネルギー発電施設とご理解ください。

もう一つ、【4 発電設備設置区域の区分化】については、景観形成区域は、抑制区域と書いてあります。【6 再エネ設備の適正設置等のための基本となる事項】は、4 ページ目に下

線で書いてありますが、『景観に係る設置許可について、金沢市景観審議会の意見を聴くことができる旨の規定を設置』ということなのですが、金沢市景観計画の 88 ページ以降は景観形成区域の区域別の基準がそれぞれ書いてあります。例えば 116 ページをご覧ください。116 ページは景趣調和区域です。③工作物等の「高さ」、「配置」という項目の「配置」の下から 2 つ目、『太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める』や、『地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する』とか、その下の「形態意匠・色彩」に関しては、例えば下から 3 つ目、『太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める』それから、『太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする』という項目がある。実は発電施設に関して金沢市景観計画の基準に全て定義されている。ただし、ここの想定は、大規模なものではない。金沢市景観計画の中では、大規模なものということを主に対象にしているわけではない。定義はありませんが、そのような形です。

話は戻りますと、今回のこの条例に関してはその金沢市景観計画の基準の対象とはならないわけではないが、主に先ほど言いました、住宅の太陽光発電設備や小規模の発電設備は対象外となっておりますので、何となくこの条例と金沢市景観計画というのは少し対象がずれているような状況となっているということになります。ですので、資料 1－１【6 再エネ設備の適正設置等のための基本となる事項】の下線で書いてある、『景観に係る設置許可について、金沢市景観審議会の意見を聞くことができる旨の規定』は、あくまで意見を聴くというだけなので、ということは、この条例の中で、もう少し対応関係や対象物を明確にした方がいいのではないかということです。つまり、設置許可の審議対象では無い規模の発電設備は、金沢市景観審議会の審議対象にはしない。ただし、意見を聴きますよという条例の形になっているので、その関係をもう少し明確にして頂けるともう少し分かりやすいということが、前回の計画部会の中での意見交換の中にもありましたということです。以上、報告させていただきます。

（会長）

ありがとうございました。要するに金沢市景観計画の方は比較的小さなものに言及があるが、審議条例は大きなものに言及はあるが小さいものは例外に扱っている。

（B 委員）

そうですね。

（会長）

そのマッチングがうまくいっていない、というお話ですよね。

（B 委員）

そうですね。“小さいもの”、“大きいもの”とどこにも実は明記をしていないが、現実の対象としてそうなっていて、それに合わせた基準が作られているということでご理解い

ただいたらと思いますが、今おっしゃったみたいに大規模なものと、割と街中にある小規模なもの、それぞれ対象としているという状況があるということです。
事務局はそれで間違いないですか。ちょっと一応確認はしておきたいのですが。

（会長）
事務局は何か今ありますか。

（事務局）
ありがとうございます。今のＢ委員から補足いただいたとおり、今、金沢市景観計画上の基準におきましては、太陽光発電設備につきましては今ご紹介いただいた具体的な基準を設けておりますが、今回の再エネ条例で扱う大規模なものにつきまして、金沢市景観計画上は工作物という扱いになると思っています。ただ、太陽光発電設備以外の再エネ設備の基準については、今はまだ設けておりませんので、景観政策課といたしましては、今後再エネに関する設備の案件が出てきたときには、抑制区域とその他の区域にも出てくる可能性がありますし、抑制区域につきましては全ての案件が景観法に定める届出の対象になります。その他の区域に出てくるものについては、例えば高さが10mを超える、あるいは大規模な太陽光発電設備ですとパネル面積が 50 ㎡を超えるものについては景観法上の届け出の対象になりますので、そういう届出があったときには金沢市景観審議会の意見を聞きながら、一つ一つ個別案件として審議いただいて、慎重に判断していきたいというふうに思っています。そういった案件が幾つかあり、その積み重なり、知見が積み重なってきたときには金沢市景観計画の基準に反映させることも今後検討していきたいと思っております。

（会長）
ありがとうございます。これは今出てきた条例の根拠は環境審議会でしたか。

（環境政策課）
環境政策課長の山口といいます。環境審議会が所管となっております。環境審議会の他に、この景観審議会や、まちづくり審議会の意見を聴くことができると、そういった規定になっております。

（会長）
ありがとうございます。大体委員の皆さま、様子はお分かりでしょうか。ご意見やご質問がありましたらどうぞお出しくださいますようにお願いします。

――― 審　議 ―――

（K委員）
今、屋根置きのメガソーラー的なものは対象外ということですよね。私が聞きたいのは要するに住宅や家庭の小さいものに関して、屋根の上に載せてもいいという風に理解して

よろしいかということです。というのは、私はもう企業を辞めましたけれど、以前は電機関係にいました。十数年前から日本の場合は三菱電機が太陽光パネルにかなり力を入れていたので、私の親戚が十数年前の初期の頃から太陽光パネルを設置すると売電ができるとか、電気料が安くなるということで、初期費用に大体 250 万円かけました。売電を始めて 5 年目ぐらいから、月単位売電で 1 万円ぐらいでした。でも、電気料は別なので、やはり持ち出しがあります。居住者数や太陽光パネルの数にもよりますが、現在 11 年経って、現在は売電として年間で 2 万円なのだそうです。別に電気量は当然かかるわけです。メーカーとしては 10 年の保証期間があります。太陽光パネルは耐用年数が、大体 5 年、10 年、20 年が限界で、そのパネルの廃棄に関してもかなり問題があります。当然初期費用をかけた分は市から助成金が出るということですけれども、そういう問題を一つ現実にあるということだけ知っていただければと思います。

現実問題で聞いている話ですので、当然私は金沢という印象が瓦屋根で真っ黒です。それに対して太陽光パネルが家庭にそれを許可してどんどん造っていったら景観が当然損なわれますよね。ましてや屋根の上に設置して、さっきの話ではないですけれど、耐用年数で屋根に穴があく等、そういうこともまたあるわけですから、一つ市民の意見として聞いて頂きたいと思います。でも、北陸は曇りが多いのでそんなに発電はしないわけです。だから、国はこう言っているから条例で定めてやるというのは、やはり一時的に建築業界は潤うかもしれないですけれど、ここまで市も眺望点等を条例で定め景観を守ってきた中で、どんどん時代に合わせて、電力不足だからとむやみやたらとやるというのをちょっと立ち止まって、この現実を見て考えて頂けたらありがたいなと、一つの意見なのですけれども思います。

（会長）

ありがとうございました。特に促進をするための条例ではないわけですが、幾つか要素がありましたが、事務局はどなたが答弁されますか。

（環境政策課）

ご意見ありがとうございます。今回の条例については、まず条例の対象外としているのは小規模なものであったり屋根であったり屋上設置のものは条例の対象外としております。これは環境や景観に及ぼす影響が限定的だろうということで条例の対象外としています。

廃棄とかの問題につきましても、全国各地でいろいろな問題が生じていることも知っておりますので、廃止後は速やかに撤去をすることや、廃棄物として、産廃として出ますので、そういったものの適正な処理と、そういうようなこともきちっと規定していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございます。他にいかがですか。

（J 委員）

同じような関係になるのですが、例外の部分、除外する部分なのですが、例えば禁止区

域というところがありますが、禁止区域の中でも小規模なものは適用除外になる。例えば個人の住宅や屋根に設置するもので急傾斜地崩壊危険区域の中にある個人住宅でも一応設置はできるという、多分そういう理解でよろしいのかなと思いますが、それが本当に良いのかなと思います。これはたまたま自分のいる地区が重要伝統的建造物群保存地区の危険区域の中に、国の法律の中の規制地区に入っていて、景観という問題で今、K 委員の方からもありましたけれど、考えていったときに、果たして小規模だから全て適用除外すべきなのかどうかという観点が、先ほどもご指摘があった 116 ページと兼ね合う部分なのですが、これをもし規制したかったら、例えば私が造りたいですと言ったときに、駄目だと、お前はそんなところにいるのだから造っては駄目というような、例えば行政からの指導をしたいときには、この景観行政に基づく例えば行政指導みたいなことがあり得るのかどうか。今回の本件に関しては、これは適用除外になるとはっきり言っていますので、恐らくこちら側からは規制はできないだろうというふうに理解しております。そうすると別の観点の中で、もしそういうことに問題があると、例えばまちなみの景観を損なうものであるとか、そういうときには別の観点で規制が加わると理解してよろしいのかどうか。これをちょっと聞かせてください。

（会長）
　要するに簡単に言うと禁止区域・抑制区域でも例外が認められるのかということですよね。

（事務局）
　今のご指摘の点ですが、先ほどお話がありましたように住宅等の太陽光発電設備については、再エネ条例は適用除外ということで、金沢市景観計画によるということなのですが、先ほどご説明がありましたように、金沢市景観計画の中での現状としては、太陽光発電設備を設置してはならないということにはなっておりません。これは金沢市景観計画に盛り込むときにかなり議論があって、そういった形で今太陽光発電設備を設置するときは屋根に沿った形で設置をしてくださいと、通りからなるべく見えないように設置してくださいという基準にとどまっておりまして、規制という意味ではまだそこまでいっておりませんで、なるべく設置される場合は景観上配慮したところでの設置をお願いしているという状況です。
　今後、その太陽光発電設備が劇的に増えてきて、景観上やはり明らかに問題が出てくることも想像されることはできるのですけれども、今のところはその現状を少し見据えて、今後の状況を見ていきたいというところです。

（会長）
　今のＪ委員のご質問を私が質問し直すと、東山の重要伝統的建造物群保存地区の街並みに太陽光発電設備は設置してもいいのですか。

（歴史都市推進課）
　歴史都市推進課です。重要伝統的建造物群保存地区の担当は私の課です。重要伝統的建

造物群保存地区につきましては、その中で基準がありまして、基本的には建築行為や外観が変わることについては許可が必要です。その中で太陽光発電設備については、公共空間から見えないように設置することという基準がありまして、公共空間から見えるような設置であれば許可ができないとなりますので、裏路面とかであれば設置の許可ができる場合があるということです。

（会長）
その裏というのは道から見えないということですか。

（歴史都市推進課）
道から見えない。道とか公園とかそういう公共空間から見えないという話です。であれば協議の上で設置しても良いということです。

（会長）
実例はあるのですか。

（歴史都市推進課）
ひがし茶屋街についてはないですが、その他の卯辰山麓寺院群であるとか、寺町のところではそういう見えない範囲で付けた事例はあります。

（会長）
そうですか。分かりました。他の方、ご質問、ご意見ありませんか。

（B 委員）
例えば今の金沢市景観計画の 92 ページを見ると、歴史文化象徴区域の工作物等の配置で、太陽光発電を設置する場合は、先ほど伺ったみたいに公共空間とか施設から望見できる場所に設置しないよう努めるという努力目標があったりしますので、形態意匠、色彩に関しても建物に設置する場合は建物の形態意匠に準ずるものとするということなので、J 委員からのご質問では、太陽光発電設備を設置してはいけないということは全く謳っていないのですが、設置する場合にはこのような形で配置し、あるいは意匠形態に関してもこのように努めて頂きたいという事が金沢市景観計画は定まっております。それで、もし申請があった場合にはそのようにお願いするということが金沢市景観計画の中では定まっているという形ですが、事務局、それでよろしかったでしょうか。

（会長）
この定めはその小さな規模の 20kW 未満でしたか、それを含めてということですよね。

（B 委員）
そうです。どちらかというとこの金沢市景観計画は大規模なものを想定して作られたものではなくて、まちなかに昨今現れてきた所謂ソーラーパネル等を想定されたものです。

このソーラーパネルに対するこの規定も確か近年加わったもので、かつてはなかった基準ですけれども、最近屋根の上のソーラーパネルがどんどん普及してきて、省エネルギーの時代になりましたので、その意味でこの金沢市景観計画の中に付け加えられたものです。

瓦に関しても基準は黒瓦等であり、初期のソーラーパネルは青くてすごく目の粗い物で、それがたくさん出てくると景観阻害になるだろうという意見がありましたが、最近は黒くて比較的目が細かく、性能も良くなってきましたので、かなりソーラーパネルの面積が縮小されたような物も出てまいりました。ただ、いずれにしても景観を阻害しないように努めてくださいという基準が、各景観形成区域の中の基準として謳われているが、それは努力目標なのです。

（会長）

ありがとうございます。従って、やはりこの金沢市景観計画の中にも出てくるのは、小規模なものが出てくるわけで、この今議論の対象にしている条例で、小規模のものを対象外にしない方がいいのではないかというのが、かなり常識的な判断ではないかと思うのですけれど、他の委員の方、何かご意見ございませんか。特にございませんか。

（J 委員）

小規模なもの、20kW は具体的にはどんな大きさですか。住宅に載っているのは 10kW とかそれぐらいのものですか。

（事務局）

ありがとうございます。大体 30kW で 400m^2 ぐらいですから、20kW で野立てにした場合、その周囲の管理区域とかも含めて 250～300m^2 ぐらいの大きさになるかと思います。

（J 委員）

それを除外するのはどうかというぐらい大きいかなと思うのですけれど、過去にこのまちの歴史で言うと、大乗寺の丘陵公園を整備するときは墓地が徐々に広がったことがあり、今回も小規模なものは 20kW 以下で、徐々に広がってきた場合に対応できなくなるのかなという恐れも感じます。そういった議論は何かありましたか。

（環境政策課）

ありがとうございます。どこまで線を引くかというところなのですけれども、今回条例を作るに当たって、既に先行的にやっている自治体、全国では 200 以上の自治体がこういった条例を持っています。そういったところを参考にした上で、50kW という線引きが多かったのですけれども、それではかなり大きな規模になるだろうというところで、20kW というところで線引きをさせていただいたところです。実際野立てで 20kW 未満のものが現在市の中にどれぐらいあるかといったら、10 カ所もないぐらいですので、その大きさのものが今後乱立していくということはあまり想定しておりません。ありがとうございます。

（会長）

今、20kW 未満のものは少ないとおっしゃったのですか。

（環境政策課）
はい、野立てのものが少ないです。

（会長）
野立てでね。分かりました。

（環境政策課）
では、補足で。20kW 未満が市内で 4500 ぐらいあります。そのほとんど、九十何％がいわゆる屋根設置で、野立てのものは 10 カ所程度になっております。ですから、その規制する線引きとしては、この 20kW ぐらいが妥当、これを 50kW にするとかなり大きな規模になってきますので、妥当ではないかなと感じております。

（会長）
各地のいろいろな条例を参考にされておられるわけですけれども、金沢の場合はこういうまちなので相当そういう景観文化的には厳しくしておいた方がいいという感じが強いですけれど、さっきからお聞きしているとやはりちょっと金沢市景観計画に触っていると感じます。例えば区分化の禁止、抑制、その他とありますが、禁止は禁止なのでしょうけれど、抑制は許可を必要とするので、運用次第ですよね。その姿勢をどうするかというのは、ここでは読めない。だから、非常に厳しく運用していくのか、まあまあいいわというふうにやっていくので全然違うのですけれど、その辺の議論はこの状況でされているのですか。何でこのことを盛んに言うかというと、県の景観審議会で能登の風力発電が引っ掛かっているという議論になっていまして、これまで 100 基ぐらい出来ていますが、来年だけで 100 基や 200 基あり、どんどん増えるわけです。それで放っておくと能登は業者の草刈り場のようになって、能登空港へ東京から着陸しようとして下を見たら、山全部にとげが出ているというか、そういうふうに見えるので、世界農業遺産として売り出そうとしていることと矛盾しているのではないかということで、県の景観審議会で景観問題を超えたような議論になりました。結局それについて知事はどう考えているのかという話になりました。そういうところがあるので、この禁止区域等の区分化、区分化は区分化で分かるのだけれど、その運用の精神みたいなものをもう少しはっきりさせた方がいいのではないかと、これは金沢市景観審議会で議論が出たということになると思います。
それから、今は小さいものの例外化というのを、これを小さいものだから例外化すると、小さいものは数が一番多いので、結局景観というのは数との戦いですから、そこのところをあまりうっかりしていると能登半島みたいになりますので、これは金沢地区に、金沢市域に大きな風力発電はまだ 1 個だけあるのですかね。内灘に。

（事務局）
はい。

（会長）
　他に別に計画はないのですか。

（事務局）
　現在、金沢市内にはございません。

（会長）
　ないですか。では幸いですけれども。風はあまり吹かないから出来ないかもしれません。風力発電のプロペラの先端部は日航ホテルほどの高さのもので非常に大きなものです。そんなこともあって、一応ここでこの条例について了承するということでよろしいでしょうかとなっているのですが。

（D 委員）
　小規模なもの、20kW 未満のものはこの条例では対象としないということですが、例えばそれが幾つもあった場合、少し離れて例えば 10m 離れてもう一つ許可の申請があった。50m 離れてもう一つ申請があったということになると、そこの辺の網の掛け方というのは、何か考え方はあるのでしょうか。

（会長）
　それは距離の話ですよね。

（D 委員）
　同じ 20kW 未満のものであっても、20kW 未満のものが幾つも申請があったりすると、その距離についてもですが、網の掛け方に関する考え方は何かありますか。

（環境政策課）
　事業区域として一連のもの、それは場所であったりその事業者や運営主体だったりを見た上で、一連のものと判断することができれば、それは例えば 19kW と 19kW でも合計したもので上限の対象にするという形でやっていきます。

（D 委員）
　であれば、事業主体が替わればまたそこは設置が可能だということなりますか。あとは見た目の景観との兼ね合いということになるのでしょうか。

（環境政策課）
　景観の許可基準とはちょっと別にして、その事業主体がどうかというのは、その一連の個々のケースで判断しますが、同じような時期に同じような申請の内容が出てくるというようなものについては一連というような形で、一団の事業と見なすことができると思っております。

現在、電気事業法、国の法律改正でもそういう形で、以前はそういうものはなかったのですけれども、そういう形で改正されておりますので、国の方のFIT申請もそういう規制逃れになるようなものを除外できるような形で改正されていますので、そういう形で市の条例でも対応できると思っています。

（D委員）
ありがとうございます。いずれにしてもこの景観を守るということを主にこの規制があるわけですから、この辺のところがずれないように行っていくようにしたいなということです。

（B委員）
これはやはり理解にずれがあって、この再生エネルギー条例は景観と全く関係ないです。比較的大規模で、地域に資するような再生エネルギー供給をする施設を造る場合には、適正な設置場所と管理をルール化しましょうということで、景観問題ではないところからこの条例が出てきていて、禁止区域というのはその大きな設備があったときに周辺住民の生命や身体、財産に影響を及ぼすような所は禁止しますよと、つまり急斜面とかそういう所で崩壊した場合ということがあります。これも景観と全く関係ないです。
抑制区域というのは、ここで初めて自然環境なり景観なり文化財保護の観点というふうに出てきているわけなのです。そういう意味で、私もこれを理解するのに時間がかかりました。この条例というのは、景観の目的などは全くなく、大規模な再生エネルギー施設の適切な配置と管理ということで、この条例を作りたいということです。
それともう一つは、例えば各住宅の屋根に載っているソーラーパネルというものは、適正な配置とかというコントロールが利くものではないです。そこの家の屋根に載せるものです。かつ、プライベートな使用になるということですので、その意味でこの再生エネルギーの条例とはまた違う、全然違う問題が出てくるわけです。その場合は金沢市景観審議会の金沢市景観計画で、景観区分の場所に対して、例えば家庭のソーラーパネルのほとんど九十何%、それが屋根の上とかに表出してくる場合には、努力目標は金沢市景観計画で謳っていく。これをごっちゃに考えるとものすごく分かりにくくなっていて、事務局の方から、私はそういう明確な区分の説明というものはあった方がいいのかなとも思いますし、もしその金沢市景観審議会等、金沢市の条例との関係を、何らかの関係を謳うのであれば、もうちょっと明確にされた方がいいかなと思います。恐らく今委員の方もかなり混乱されていると思いますし、分かりにくいと思います。
この新しい条例は、景観から来ているのではないです。ではなぜ今日審議するのか。金沢市景観審議会で審議して我々が承認するかどうかというのはどういう意図があるのだとか、そこもはっきりともう一度委員の方に事務局の方からご説明されなければ、我々は承認等の審議は非常に難しくなるというのを、今この意見交換の中で私は感じておりますので、いかがでしょうか、事務局。混乱があるのです。とにかく何かこの新しい条例は景観を目的とした条例という風に我々は捉えてしまうのですけれども、それではないということははっきりしているのではないでしょうか。そこら辺をちょっともう一度ちゃんと、簡単でいいので説明された方がいいとも思いますが、いかがですか。

（会長）
　これは、この場で答弁なさって大丈夫ですか。もうちょっと色々と調べた方がよろしいのではないかと思うのだけれど、取りあえずこの件について、了承されなかったということになる。なぜかというとさっきから申し上げているような点で、そのリンクの問題、それからどういうときに景観の方に力があるのか不明確だということになりましたのですが、これはどうしますか。

（環境政策課）
　説明が不足しており申し訳ありません。委員がおっしゃるとおりこの禁止地区というのはその住民の、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼすというようなことで、ここは設置できないというふうに規定しております。その下の抑制というところで「景観」が初めて出てくるのですけれども、この条例のそもそもの目的としては、現在、金沢市域で、金沢市内で再生可能エネルギーを立地するときに明確なルールがまずないと。もちろんある一定規模以上の開発であればまちづくり条例等のいろいろな手続きが必要なのですけれども、一定のルールがないということで、このルールをまずつくることによって、適正な再エネを推進したいというようなところがこの条例の目的となっております。その中で本市の自然環境であったり、景観の保全というようなことも大切だろうということで、その開発と景観、自然環境等の保全の調和を図るという意味で、必要な条件を盛り込んだ条例を制定したいということで、提案しているというところです。
　この一定のルールがあることで、こんな場所にもメガソーラーが出来るのではないかといった住民の方の不安を取り除くことができますし、事業者にとってもルールがあることによって、この場所には造ったらいけないとか、こういう場所に立地しようとか、そういうような思いになるでしょうし、適正な再エネを推進していきたいというような形でこの条例を今回出させていただいたわけです。今回、景観審議会に少しお話させていただいたのは、抑制区域の中で景観に関する基準もきちっと設けた上で、景観審議会の委員の方にいろいろと意見をお聞きした上で進めていくという意味で景観審議会にお諮りしているというようなことでございます。

（会長）
　ということは、これからまた改良されるのですか、これは。

（環境政策課）
　実際に抑制区域で、景観形成区域で案件が出た場合には、この審議会に意見をお聞きすると、そういうようなことを想定しております。この条例自体はこういう形でもう制定させていただいて、今後景観の基準ですね。具体的な基準についてはこれから審議会の皆さんに意見をお聞きしていくということを考えています。

（会長）
　景観の基準というのはどういう意味ですか。

（環境政策課）
　どんな場合に、抑制区域で市長の許可ということでその許可基準で、景観に関するものをどんなふうに決めていくかということになります。

（会長）
　要は景観の方は金沢市景観計画からまちづくり協定まで全部ありますね。それに準じていればいいのですけれど。

（環境政策課）
　はい。そういう形でこちらは構わないのですけれども、そういうことがいいというのであれば、それで進めてきたいと思っています。

（会長）
　だから、景観の基準の方がはるかに進化して出来上がっているのであって、環境の方が出来上がっていないということですね。

（環境政策課）
　すみません。これは一応環境が条例の主管としてこれを出してきましたけれど、これはオール金沢の金沢市の問題でございますので、環境という立場と景観という立場と、都市計画等さまざまな立場がございますけれども、景観のことだけで決めるわけではなく、環境のことだけで決めるわけでなく、全てトータルで決めていきたいというふうに思っております。

（会長）
　そのトータルで決めるというのは誰が決めるのですか。それが一番まずいです。誰もトータルで決められない人が集まっているだけではないですか。

（G 委員）
　金沢市景観審議会の委員としてちょっと意見といいますか、気になる点といたしましては、まず景観形成区域が抑制区域になっておりますが、金沢市景観計画の 21 ページ、景観形成区域を見ますと、非常に狭い旧城下町です。先ほど説明を聞きましたら、20kW 以下は除外といった中で、野立てで 10 カ所はもう既に市内にはあるということで、そうしたものがはっきり言って金沢市景観審議会の立場から言いますと、景観形成区域にそうした 20kW 以下のものを野立てで置ける場所と言ったら河原ぐらいになるかもしれませんけれども、そうしたもの自身がその範囲内にまず設置すること自体が論外で、そういったものを置くこと自体が、非常に問題があることだと思いまして、それを市長の許可を必要とする区域というような、こうした抑制区域にいるということが非常に私個人としては問題があるのではないかなと思います。
　しかも、その他の区域は全て許可も要らないといった中で、この金沢市では景観計画区

域というのは金沢市全域なのです。そして、その景観計画区域は確か137ページにその基準がありまして「建築物及び工作物」というところに、やはり太陽光発電等設置のそうした基準についても書かれております。そうした中で、この金沢市景観審議会に全く話が出ずにこの景観計画区域、景観形成区域以外でできるというのは、やはりある程度の問題が生じる恐れがあるのではないかなと非常に心配しています。そういう意味では、やはりその他の区域においても市長の許可を必要とするなり何なりに金沢市景観審議会でのそういった検討というのはある程度必要なのではないかなと私は考えています。

（会長）
　ありがとうございます。先ほど条例を今から変えることはできないという話だったので、折に触れて金沢市景観審議会に諮ってくるときに、いろいろなことをここで考える。そういうことになるみたいですね。ただ、付帯的にさっきから出ていますように20kW以下の話を除外するというところが金沢市景観計画に引っ掛かっているということと、それから、今のように景観形成区域ぐらいは禁止区域でもいいのではないかというご意見などが出ていたということを付帯的に議事録に残していただいて、その上で了承するということでよろしいでしょうか。

（事務局）
　よろしくお願いします。

（会長）
　皆さん、よろしいですか。反対の意見もないので、一応ではそういうことで。

（J委員）
　先ほどのG委員の意見に、1点だけ。やはり最後に課長がおっしゃったように、逆に言えば、非常に景観を極めて重視すべき区域は禁止区域の中に入れるみたいなことをやれば、この条例は景観の立場からいえば非常に優れたものになると思います。今の説明だとそういうところに踏み込まないということなので、恐らく景観の観点から言ったら、これは別に申し訳ないですけれど、どうでもいいという感じになると思います。極めて大規模なもので危険なものとか、先ほど言われたように極めて全体的に影響を及ぼしそうな風力発電の設置とか、そういうものを主とした規制を加えたいのだということで理解すれば、それはそれでよろしいと思うのですけれど、さっき皆さんが一番気にされているような風景を守っていくというふうな観点の部分についていえば、やはりこっちでなくて、本来こちらのことから規制を加えていくという姿勢でよろしければ、それでよろしいと思います。
　私はたまたま喫茶店をやっているものですから、観光客が来たときに一番感心されるのがやはり黒瓦の風景、これですね。これが極めて皆さん驚かれますし、素晴らしいですねというふうに評価されております。ですので、そういう観点を強く重視するのであれば、そちらの側においてもそういったものをもうちょっと規制を強化するようなことを考えてもいいですし、しないならしないでなぜしないのかということをしっかり明記していただいて、それはこちらの方へ譲っているからだというふうな明確な姿勢を打ち出していただ

ければよろしいのではないかと思います。

（会長）
　ありがとうございます。従って、さっき申し上げたような意見があったということを残していただいての了承だということでお願いします。

（B 委員）
　もう１点だけ、会長がおっしゃるようなことを計画部会の中でもお話がありました。計画部会の委員の中では設備撤去というのを、処分方法までフォローする必要があるということです。業者がもしなくなったとき。それからもう一つ会長が言われましたように、計画部会の委員の中でも長野県などでものすごく山肌を削って大規模なソーラーパネルの設備を造られている風景が出てきているということで、金沢市の景観計画はどちらかというとまちなか景観をできるだけ保全していくというところからスタートしておりますが、先ほどの能登の問題もそうですし、それから自然景観の豊かなところが大規模に崩されていくみたいな問題も、全国で出てきているということも計画部会の中では特に土木系の景観の先生などはそれをすごく気にされてご意見を出されたということも付け加えておきます。

（会長）
　ありがとうございました。実際風力発電を設置している業者の方に聞くと、ほぼ森林破壊をやっているのと同じだそうです。何をやっているか分からないと、そういうことでございました。
　それでは、この件はこれで審議の方を終わらせていただきまして、二つ目の案件に入りたいと思います。

附属中学・高校増築計画について

―――資料２（附属中学・高校増築計画について）についての説明―――

（事務局）
　資料２をご覧ください。末町地内の附属中学・増築計画です。今回景観審議会にて審議する理由としては、高度地区 15mに対して、増築棟が 16.77mとなっており、高さ緩和を行うために審議するものとなっております。区域は景観計画区域のその他の区域となります。
　高さの緩和を認める場合、許可による特例の技術基準、金沢都市計画高度地区計画書ただし書にあるとおり、公益上必要な建築物で、やむを得ないと認められるものが特例として許可されることになりますが、高さ制限の緩和にあたっては、都市計画審議会又は景観審議会の意見を聴くことができるものとあり、今回、景観審議会の意見を聴くものとなります。景観審議会での審議の視点としては、①景観上、阻害要因とならないか。②周囲の住環境を害するおそれのないものか。③機能を確保するうえで必要最低限度の規模である

か。が審議の視点となります。

今後のスケジュールとしては、16 日に専門部会である建物部会で今回の案件は了承されており、今回の景観審議会にて審議を行った上で、了承の場合、高さ緩和に関して特例許可を行うこととなります。

こちらが航空写真となり、末浄水場の近くの敷地となります。景観計画区域はその他の区域となっております。

順に写真をお見せします。（それぞれ写真を提示）

続きまして、法人の沿革と併設型中高教育の概念の資料です。元々高校・大学で７年教育で進めておりましたが、今年度より新たに中学校が開校され、既存校舎のみでは教室数が不足されます。今回の増築計画の経緯としては、新中学・高校生のための食堂、職員室、新規中高６学年（計 20 教室）が必要である点、美術室や音楽室等の特別教室は、既存高校校舎のものを使用するため、既存校舎と接続した新校舎の増築が必要である点、令和６年度には教室数が不足される点があり、今回増築するものです。

設計コンセプトです。豊かな屋外空間を作り出すゆとりある建物配置とし、また既存校舎と調和する矩形の形状とレンガ仕上げをコンセプトとし、計画しております。配置図も示しておりますが、増築建物は道路からセットバックしております。なお、体育館等は高度地区指定前の建築、校舎棟と武道館棟は、高度地区指定後となっており、高さ緩和の許可を受けております。

敷地現況図です。テニスコート部分を活用し、校舎を増築する予定です。既存校舎やグラウンド、ロータリー、アプローチ広場などそれぞれ機能として必要であり、計画可能な範囲が限られております。

１階平面計画です。食堂・厨房を計画しております。

２、３、４階平面図です。各階最大８教室しか計画出来ず、20 教室確保するためには、３階では足りず、４階まで必要となる。

断面計画です。赤の点線が 15mのラインを示している。２階は渡り廊下で接続するために床ラインを揃えており、また高さ 15mを超えないように階高を抑えると、各教室の天井高さが著しく低くなり、計画上望ましくありません。

日影図です。次ページの現況日影図と比べても、隣地の会社に対する日影の著しい変化はなく、主な日影は敷地内のグランド上となります。居住環境を害する恐れはないと思われます。現況日影図の説明は割愛いたします。

立面計画です。既存校舎との形と調和がとれるよう、矩形を基調とした構成です。外壁東側はレンガ調タイルを基調とし、校舎アプローチ側はレンガ透かしタイルを使用しております。その他外壁は ECP パネルを採用し、クリア塗装予定です。既存校舎との関係性を意識した色彩となっております。

鳥瞰パースです。建物形態として、道路からセットバックし、既存校舎から大きく突出したものではなく、調和させる計画となっております。正面側道路からの視点のパースですが、レンガで統一されております。構内広場からの視点ですが、アプローチ空間の植栽は残した計画となっております。

参考にですが、国指定名勝となっている末浄水場からの見え方の写真です。景観政策課としても現地を確認した上で、文化財保護課にも確認し、増築に関しては、特に問題ない

との回答を頂いており、増築することでの景観的な影響はないと考えております。
　以上で、景観上、阻害要因とならないか。周囲の住環境を害するおそれのないものか。機能を確保するうえで必要最低限度の規模であるか。の観点は問題ないと判断し、事務局としては、高さ緩和に関して、了承で進めたいと考えております。
　以上で説明を終わります。

（会長）
　ありがとうございました。これは建物部会の部会長から補足をお願いします。

―――部会長からの補足説明―――

（F 委員）
　今見ていただきましたように、最後に三つの項目、景観上阻害要因になっていないか、それから、周辺環境へ悪影響を与える。これはないだろうという判断をいたします。それから、学校として機能を維持するものの必要最低限をやろうとしているものであってということも認められましたので、建物部会としては高さの基準を超えておりますが認めていいだろうというふうに考えています。あとはこの審議会でのご意見かと思います。

（会長）
　ありがとうございます。今回、高さ緩和について何 m を緩和するのでしたか。どこかに書いてあるか。

（事務局）
　高さにつきましては、高度地区が 15m に対して、増築棟が 16.77m となっており、1.77m 緩和するものとなっております。

（会長）
　そうですね。それだけ緩和するということですね。

（事務局）
　はい。

（会長）
　という案件です。ご意見をお願いします。

――― 審　議 ―――

（副会長）
　最後に名勝からの見え方にはほとんど問題ないということですが、写真には新しく建った建物は入っていないのですか。この送水軸の軸のもうちょっと今ある建物からもっと右

にせり出して、この軸線にかかるようなボリュームになると思うのですが。

（事務局）
今の増築棟、既存の校舎がこちらになるのですが、この写真はモンタージュしていないものになっておりまして、配置計画を見ておりますと、少しここから、少し建物が出てくるような形になりますが、こちらの送水軸の軸からは、見え方としては影響がないというふうに現地に行った際に判断しております。

（副会長）
平面図を見ると、このロータリーの若干右まで建物が出るのですよね。そうすると、送水軸というのがロータリーのどこか大体この送水軸の左にかかってくるのですよね。だから、この赤い矢印から随分この緑の屋根のポンプ小屋が三つつながっていますけれど、左のポンプ小屋の並びに建物がぼこっと出てくることになるのですけれど、ちょっと今の建物より手前になるので、割と影響するのだろうなと思います。そういう影響はないとなかなか言い切ってしまっていいのかということなのですけれどね。

（事務局）
そうですね。こちらのパースの資料をご確認いただきますと、少し既存の建物からは位置としては同じ面にはなっていないものにはなりますが、高さも同程度の、既存の校舎よりも 1m 程度低いものとなっており、また見え方としても壁面の線が少しはみ出る程度、ということで実際に現地も確認して、見え方としては影響ないだろうというふうには判断しているものになります。

（副会長）
現地で何を確認したのですか。

（事務局）
実際に文化財保護課にも確認しております。送水軸からの見え方で、こちらの送水軸のここの軸の先に、例えばグランド側の先に増築棟があると少し見え方の影響が出てきてしまうということでしたので、そちらはやめてほしいという回答を頂いております。しかし、今の計画につきましては、テニスコートの敷地内のものとなっておりますので、その見え方からは影響はないだろうということで回答を頂いているということです。

（副会長）
分かりました。ちょっとそういうものだとやはり全く影響がないということではないのではないかなと思います。この見え方としては割と南東向きで光も当たってよく見えるし、今のこの校舎と違って表情のない壁面がでっかく見えてくるので、ボリューム感が結構強いのだろうなと思います。
また、将来的にこれは、将来的な教室の話もしていると思うのですけれど、また何年かしたら、これは空いているところにグランド側に建てられるかと想像できます。そういう

ことも考えると、これをどういうふうに扱うかということをしっかり方針として建て、ここの送水軸には影響を与えないような建て方をしますということをちょっと確認してほしいと思います。

（事務局）
　ありがとうございます。確認します。

（会長）
　それでよろしいですか。

（副会長）
　はい。

（会長）
　十分確認をしたということになって、建物部会も通っておりますので。

（F 委員）
　こういう報告を含めてあらゆる部署がデータで比較しているのです。建物部会は専門部会であり、現地で問題ないと、そこまで言われてこれは駄目だとは言えないのではないですか。

（副会長）
　ええ、言えない。

（F 委員）
　既にある、1.77m 超えた部分も過去に認めている。今回だけは駄目だということはやはり言えないだろうという判断をしたのです。将来に向かってまたこれで何かがあるという前提では聞いていませんので。

（副会長）
　多分前は、名勝指定前です。

（E 委員）
　よろしいですか。資料２の７ページの配置図を見る限りは、やはり私も何年もここで仕事をしていましたので、送水軸から見たら今の対象建物の右端がちょっと引っ掛かっている感じがします。これはやむを得ないとは思うのですけれど、その見える・見えないということよりも、むしろ逆に上側もそうですけれども、少し高木を植えたりしていただいて、あまりこの建物があまり目立たないように努力していただければなというふうに思います。以上でございます。蛇足ですけれど、参考までに。

（会長）
　なるほど。少し隠すとかそういうことですか。指摘されているのは。それからもう一つ、さっき既存校舎の方が高いのですか。新しい方が低いわけですか。

（事務局）
　こちらにお示ししておりますが、既存校舎棟と武道館棟については、高さが 17.47m となっておりまして、増築棟につきましては、16.77m となっております。

（会長）
　ということは、前から建っているときに高さ制限は緩和しているということですか。

（事務局）
　こちらでお示ししているとおりで①番と②番と③番ということでお示ししておりますが、①番の体育館棟については高度地区の指定範囲の建築でございますので、こちらについては特にないのですけれども、②番の校舎棟と武道館棟については高度地区の特例許可を平成 19 年に受けている物件となっております。

（会長）
　分かりました。他にご意見はありますか。

（B 委員）
　E 委員が少し危惧をされましたが、ここは既存の武道館との間に結構広いアプローチ広場というところがあります。そうすると建物の位置を少し西側に移動して大きな設計変更ではないのであれば、そういうようなこともできそうな気もするのですけれども、もうこれから一歩も動かないでこれを認めるか・認めないかという議論なのでしょうか。それとも、そういうような少し努力目標をこちらから要望させていただくことは可能なのでしょうか。

（事務局）
　スペースとしてはそのアプローチ広場の空間を使うということでしょうか。

（B 委員）
　例えばです。

（事務局）
　アプローチ広場についても、既に屋外等も教育環境施設ということで少し上部もパース上ありましたが、こちらは緑地となっており、また主要な出入り口ということで、防犯上見通しの良い構成になっていることは必要ということをお聞きしておりますので、この広場もスペースを削るということも難しいとお聞きしています。

（B 委員）
　ここは植栽がありますよね。その植栽はやはりそこの部分まで動かすということも不可能ですか。
　別にけちをつけているわけではないが、これは特例で認めるということなので、特例は特例としてのきちっとした理由が必要で、例えば金沢大学付属病院については、私が座長でやりましたけれども、それは手術室等の関係など公益に資するものだったのです。学校なのですけれど、これは芸術棟を中学で建てられて、学校は確かに公益上重要な施設の一部ではありますけれども、私立の学校で中学校を併設されたときに特例を認めるということであれば、やはり公益上の重要性というのを言わざるを得ないところがあると思うのですが、例えばここが公益的な場所になっているとか、例えば災害時に食堂などが利用されるのだということになれば、この地域の方々に資する施設となるので特例として十分説明を付けてもいいという気もしています。あともう一つ、もうこれは全然動かせないので、この設計を少しでも修正できないのですかということと、両方お聞きしたかったのです。

（会長）
　事務局、お願いします。

（事務局）
　少し計画を動かせるか、動かせないかという話になりますと、少し設計者側との協議にもなってきます。今の現計画ですと、やはり今の場所が適正だということで設計者からお聞きしておりますので、今、ご意見を頂いた件につきましては、改めて設計者にもお話しさせていただきまして、最終的に判断させていただきたいと思っています。

（会長）
　ありがとうございます。その浄水場から見た写真が今の写真なのですね。

（事務局）
　はい。そうです。

（会長）
　増築されたものがモンタージュされたものではないのですか。

（事務局）
　はい。こちらの写真はモンタージュされたものではないです。10 月段階の写真のものとなっています。

（会長）
　しかし、そんなに高いものが立つわけではないので、増築後ももしそこにモンタージュしても、その写真はそんなに大きく変わるのですか。

（事務局）
　変わるものではないかなという風に思っております。

（会長）
　ほとんど変わらないのではと思うが。今のものより低いわけだが。

（事務局）
　少し手前に来るので、そこの話は出てくるのですけれども、そこの壁面線については確かに少し出てしまうような計画ではあるのですが、こちらの写真のとおりで少し見えてくるが、影響は少ないのではないかなと判断して今回審議している状況です。

（副会長）
　写真はこれをちょっと広角で撮っているので、とても遠くに見えると思います。だから、大丈夫かなと思ってしまうのですけれど。もうちょっと大きく見えるはずで、右に出てくるはずです。

（B 委員）
　特例を認めるのにエビデンスが無く、事務局が大丈夫ですと言われたので認めましたという形は、ちょっと問題があるのではないかという気はしていて、我々委員がその姿というものを最終確認しないでこの写真一つだけで事務局が現地に行ってみた結果、問題ありませんでしたという回答を受けて特例を金沢市景観審議会で承認いたしましたということは、正しい手続きなのかというところはものすごく気になります。
　多分副会長もそのことをすごく気にされているのだと思いますし、E 委員は現実には少しやはり見えてくる可能性があるというご意見だと思うのです。なので、やはり金沢市景観審議会ですから、景観上問題がないということを確認できる資料がないままに了承するということの多少危険性をはらんでいるなというふうに意見交換の中で思いました。

（会長）
　事務局としてはどうしますか。エビデンスを何か示せるか。そのモンタージュがあれば少しましだったのだけれど。
　それから、送水軸から浄水場を見て、どこ以上に出たらいけないという決まりがあるわけではないのですね。

（事務局）
　明確に決まっているものはございません。

（会長）
　そうだよね。非常に何か突き出るということにはならないわけね。

（B 委員）

それだけ分かったのであれば。これは近づいていけば、すごくやはり見えてくる建物ですし、私は確認せずに承認できるかという、そこだけ気になったということです。十分に確認できて問題はないと、それで公益上資する施設ですよということであれば、この審議会の判断として十分に説明できるのですけれど、今のところ大丈夫でしょうというご意見だけで、ビジュアルで確認するものが何一つない中で審議して承認してということに対しては非常に気になっているということです。

（会長）
どうですか。

（事務局）
今ほどのご意見を頂きまして、こちらの見え方をモンタージュしたものということで、例えば次回の景観審議会にて報告案件ということで少しお示しした上で最終的に判断いただきたいというふうに思っております。今現状としては、問題ないというふうに思っておりましたが、先ほどの国指定の名勝になっている末浄水場からの見え方ということがやはり重要だということを意見として頂きましたので、こちらの見え方につきましては、改めてお示しさせていただきたいなというふうに思っています。

（会長）
分かりましたけれど、それをどうしますかね。建物部会の部会長さんと、もう一回部会を開くわけにもいかないのでしょう。日程的に。会長、副会長、建物部会長、E 委員をワーキンググループとして、それでそれを拝見して、意見を述べて、了承するかどうかを一任していただくということにしますか。それで、この次に報告事項になったらそれはしょうがないのだけれど、どこかでやはり審議してもらいたい。

（E 委員）
会長のおっしゃるとおりなのですけれども、建築計画に支障が出ないのでしょうか。その辺だけちょっと気がかりなので、窓口でオッケーを出していて審議会で駄目だったということになると、また大変なことになるので。

（会長）
それは開校時期があるから、開校時期になると。

（E 委員）
やはりその辺の建築計画が狂ってくると大変なことになる。

（事務局）
今ほどおっしゃった 4 名の方に一度よろしければ現地を見ていただいて、この浄水場からも見ていただき、モンタージュも見ていただいて、さらに設計者に対して少しでもいいから壁面の線を前の面に合わせられないかということも依頼するとともに、そういったも

のを確認していただきたいなと。それも早いタイミングで。建築計画もありますので、学校ですので開校時期が実はございまして、そういったことのタイミングもありますので、早急にそういったことの段取りをさせていただいて、また皆さんにご案内したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

（会長）
建築許可は出ているわけですから。事務局がおっしゃったように取り計らっていただけますか。では、よろしくお願いします。
皆さん、ではよろしくお願いします。

［報告案件］
・令和４年度上期景観施策について
・令和４年度上期専門部会審議報告
1）建物部会
2）用水みちすじ部会
3）寺社風景保全部会

―――資料３（令和４年度上期景観施策について）についての説明―――

（事務局）
景観政策課の渡邊です。よろしくお願いいたします。それでは、座ってご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。令和４年度上期、景観施策について、ご報告いたします。お手元のタブレット資料の資料番号３をご覧ください。
まず、景観関連各種届出等件数についてですが、表は、令和２年度から今年度上期までの各種届出の件数を示しており、今年度上期については、令和４年 10 月 31 日時点の件数としております。順に、景観法の届出は 394 件、景観地区の認定は３件、斜面緑地の届出は８件、眺望景観の届出は 11 件、沿道景観の届出は 24 件、夜間景観の届出・協議は 35 件、風致地区の許可が 35 件で、合計件数が 510 件となっており、令和３年度よりも１割弱程度件数が多くなる見込みです。
次に、長町景観地区景観まちづくりについてですが、景観地区まちなみ修景事業としては、10 月 31 日現在、建築物修景事業が１件、景観修景事業（松の木の雪吊り）は 53 本。景観修景事業は１件となっており、今年度は昨年度の補助件数より増加する見込みです。
最後に、景観審議会及び専門部会の開催について説明いたします。今年度上期の開催回数及び審議案件数は、金沢市景観審議会については、今年度初めての開催ですので、開催回数が１回、審議件数は先ほどのもので２件となっております。また、各専門部会について、建物部会が６回、18 件、用水みちすじ部会が２回、２件、計画部会が１回、０件、斜面緑地保全部会が２回、０件、寺社風景保全部会が１回、４件となっております。合計として、開催回数 13 回、審議案件数 26 件となっております。建物部会、用水みちすじ部会、寺社風景保全部会については、のちほど担当者よりご説明いたします。計画部会については先ほど審議した案件で意見聴取を行っております。斜面緑地保全部会については、

上期に開催されておりますが、意志形成過程の案件となっておりますので、今回報告からは除かせていただきます。

以上、令和４年度上期の景観施策について報告させていただきました。

―――資料４（建物部会）についての説明―――

（事務局）

建物部会の報告をさせていただきます、景観政策課米田です。お手元の資料番号４をご覧ください。建物部会については、令和４年度の上期に６回開催しており、審議案件数は18件となっております。

本日は、昨年までに審議した案件も含め、審議継続中のものなどを除いた５件について報告させていただきます。資料では、各案件の計画位置および外観のイメージパースを示しております。１件目から順に、ホテル新築計画、尾張町１丁目地内で、12月開業予定です。２件目、立体駐車場新築計画、広岡３丁目地内で、既に完成済です。３件目、ホテル新築計画、袋町地内で、11月に開業しております。4件目、共同住宅新築計画、大手町地内で、現在工事中です。5件目、旅館新築計画、尾張町１丁目地内で、これから工事を行う予定です。それでは１件ずつ説明いたします。

１件目ホテル新築計画（尾張町１丁目地内）。用途はホテルと郵便局、地上６階建て地下１階、高さ 19.87mの計画です。景観条例の区域としては、伝統環境保存区域の歴史文化象徴区域に位置しております。場所は尾張町１丁目の日本郵政跡地で元々郵便局と駐車場として利用しております。

配置図です。図面の左側が北側となります。北側は歩行者・車両が比較的少ないため、荷捌き駐車場や郵便局駐車場を配置しております。テナント部分には郵便局が入り、現在認知されている場所を踏襲しております。西側と南側は歩行者の安全確保のため、歩道と一体利用出来るように空地を設けております。ホテル駐車場は他の車両動線から分離し、道路幅員の大きい南側に配置しております。車寄せは大型観光バスで道路の渋滞を起こさないよう、横付け出来るスペース確保します。

パースです。旧日本郵政金沢ビルでも見られた特徴のある庇の風景を継承すると共に建物上層と下層の色調を変え、仕上材の検討も行い、圧迫感を軽減する工夫を行っております。建物中央に中庭空間を設けることで建物ボリュームを分散しております。建物正面や中庭にアクセントとして、赤レンガをイメージさせるレンガ調タイルを採用しております。建物周囲には、四季折々を感じられたり、気候に対応出来る耐寒性を備えた植栽を採用しております。

本件については、建物部会で１度審議され、使用する外壁のコントラストが大きくならないよう微調整していただき、了承を頂きました。

２件目立体駐車場新築計画（広岡３丁目地内）。用途はホテル、地上７階建て、高さ 26.916mの計画です。景観計画区域は、近代的都市景観創出区域、金沢駅周辺区域です。現地写真ですが、隣地には今年９月に竣工したNKビルのオフィス棟がございます。

配置図です。図面斜め右上が北側となります。７層８段の自走式駐車場で、１階部分はテナントスペース、２階以上が駐車スペースとし、赤三角部分が車両の出入口となります。

出入口付近の植栽は車両の視認性確保のため、低木をメインとした植栽としております。
パースです。街区の統一感を意識し、オフィス棟と同等のデザイン・色彩を取り入れております。外壁の色彩は、建物上部に向かって色を薄くするデザインとすることで、視覚的な圧迫感を軽減させております。
本件については、建物部会で２度審議され、建物や外構計画については了承され、照明計画については一部道路側のポール照明を取りやめることで、障害光が発生しないよう配慮して頂きました。
３件目ホテル新築計画（袋町地内）。用途はホテル、地上８階建て、高さ 30.7mの計画です。景観条例の区域としては、伝統環境調和区域の景趣調和区域に位置しております。現地写真ですが、計画地は、武蔵交差点近く、「かなざわ はこまち」に隣接する斜線部分となります。
配置図です。図面右側が北側となります。敷地西側（はこまち側）には、荷捌き用の駐車場２台、北側には身障者用の計３台駐車場が計画しております。植栽については、建物のエントランス付近にふんだんに植栽を設け、また北西側の角地にも緑地帯を設け、公共空間から視認しやすい位置に計画しております。
パースです。外壁のベースとなる色彩は、アースカラーを意識した茶系としております。屋上にはキュービクルや発電機、室外機などが計画されているが、１か所に集約し、目隠し壁にて修景しております。
本件については、建物部会で２度審議され、当初の外壁の色彩から明度を高くすることで、威圧感の軽減を図り、街並みとの調和に配慮頂きました。
４件目共同住宅新築計画（大手町地内）。用途は共同住宅、地上７階建て、高さ 19.82mの計画です。景観条例の区域としては、伝統環境保存区域の歴史文化象徴区域に位置しております。現地写真ですが、金沢城公園大手門口から尾張町へ抜ける中町通りに面したＮＨＫの跡地となります。
配置図です。敷地の中央部に地下２段、地上１段の昇降式駐車場があり、それを取り囲むように住宅棟を配置する計画です。外構計画については、磁器質タイルや砂利敷き、ピンコロ、アスファルト舗装など、用途に応じて計画しております。植栽計画については、身近に季節を感じることができる緑豊かな植栽計画としており、常緑樹と落葉樹をバランスよく織り交ぜながら配置しております。また、随所に中高木を植栽することで建物ボリュームを軽減させながら緑を身近に感じられるように配慮がなされております。
パースです。外観としては、グレー系で計画されており、天然石やステンレス板、タイル、吹付塗装など同系統の色彩でも微妙に色味や素材を変え、単調にならないようにしています。その他、敷地境界付近には石貼りの目隠し壁を設置し、昇降式車庫が見えないように配慮しております。
本件については、重要な場所であるため、建物部会で３度審議され、了承されました。その際、グレー系のタイルの色彩や１階・２階以上のガラス手摺の仕様について、建物部会での意見に基づき、検討・ご配慮頂きました。
５件目旅館新築計画（尾張町１丁目地内）。用途は旅館、地上３階建て、高さ 11.6mの計画です。景観条例の区域としては、伝統環境調和区域の景趣調和区域に位置しております。現地写真ですが、現在、更地となっており、松田文華堂跡地となります。国道 159 号

線の尾張町の大通りに面する計画地で、周辺には町家など歴史的な建築物やマンション等の中高層建築物が混在するエリアとなります。

配置図です。アプローチ部分は御影石とし、端に地被類の植栽を予定しております。出入り口は格子戸とし、設備スペースが見えにくいように配慮しております。

パースです。伝統的な環境に調和させつつ、新たな魅力を街並みに付与することを目指し、上階の壁面線や高さを飲食等となる隣の町家に合わせたり、無垢木材を積極的に採用など様々な工夫を行っている計画となります。

本件については、建物部会で１度審議され、建物形態を調整いただいた上で、了承されました。

以上で建物部会報告を終わります。

―――資料５（用水みちすじ部会）についての説明―――

（事務局）

続いて、用水みちすじ部会から報告させていただきます。景観政策課の芹原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

上半期、用水みちすじ部会といたしましては、部会開催を２回、審議案件を２件行っております。そのうち今回は、泉町線（旧北国街道）道路舗装修景事業とみちすじ修景指定の策定について報告させていただきます。

まず泉町線道路舗装修景事業ですが、指定区域といたしましては、伝統環境保存区域（旧街道街並み区域）、照明環境形成地域（まちなか地域）、夜間景観形成区域（歴史的景観保全区域）になります。

こちらは位置図になりますが、国道 159 号からタッチして有松に抜ける旧街道の道路でございます。所在地といたしましては、泉一丁目地内、事業主体としては本市の道路管理課、事業年度としては３カ年で計画しているところでございます。

現況といたしましては、この画面の方をご覧いただければと思うのですが、住宅や店舗が連坦している区域でございまして、旧街道のまちなみを残しているような場所になります。中には「上口の松門跡」の解説板があったり、登録有形文化財である建築物が残っていたりするような場所でございます。

現況の道路断面図になりますが、国道側にタッチする部分から次の交差点、泉二丁目交差点までは一方通行であり、泉二丁目から有松交差点付近につきましては対面通行区間となっております。いずれも幅員が大きいところではないのですが、両側に側溝がありまして、その中の表層部分について修景を行うといった事業でございます。

仕様の概要でございます。おおむね 5m 程度あるところに車道部分とイメージ歩道部分に分かれております。車道部分につきましては、施工を行った上で、エイジング効果を狙ったショットブラストを行います。イメージ歩道については、そのままショットブラストを行わないというところで、イメージ車道と歩道を明示するというところでございます。

右下の写真にありますとおり、上口の松門跡がございますので、デザイン平板という形で、上口の松門跡、旧北国街道というものを御影石に掘り込んだイメージで平面表示させるというような計画になっております。

先ほど修景ということで、舗装について着色したイメージをお示ししましたが、比較的温かみのある茶系の骨材を舗装面に使おうというところでございます。

施工直後といたしましては、アスファルト舗装ですので、ちょっと黒ずんでいるのですが、そこに研磨するというような形で、骨材の色を浮きだたせるといった工法です。

加えて、交差点部、泉二丁目交差点、国道からタッチする部分や、その他交差点部分に見切りとして、自然石舗装、いわゆる石畳舗装を部分的に施工するというところで、写真でご覧いただけるように、旧街道に入る際に、趣が変わったというような修景舗装としているというところでございます。本件につきましては、用水みちすじ部会で審議いたしまして、了承を得ているところでございます。

続いて金沢みちすじ修景指針の策定についてです。こちらにつきましては、今年度から進めている事業でございます。主に道路と舗装についての一つの基準、指針を作っていこうというような事業です。左側にありますとおり、現状の課題といたしましては、道路の修景舗装が平成の初期から始まっておりますが、道路管理者毎に舗装材が乱立している状況です。それが平成初期から始まって 30 年程度たちましたが、いよいよ更新時期を迎えているというようなところです。また、30 年前と比較し、点字ブロックの設置等、ユニバーサルデザインに配慮した舗装が必要とされております。そうした背景を捉え、一つのみちすじ修景整備の指針というものを作るという事業を行っているところです。

検討方法といたしましては、景観形成区域内に景観特性を踏まえた、みちすじの現況調査を行い、金沢らしいみちすじ修景に関する検討ワークショップを開催しております。また、道路の舗装の色彩を考える上で、点字ブロックの色彩も重要ですので、このワークショップに関しましては、道路管理者および視覚障害者の方にもご協力を頂きながら進めているというところです。ワークショップにおけるご意見を踏まえて、みちすじ修景材料の評価・検討を頂きながら、最終的にはまちなか区域において修景指針を定めていこうといったところでございます。

道路の舗装の観点といたしましては、主に要素として、道路の色彩、材料、形態の大きく３つございます。そして、見た目、機能性、経年変化、組み合わせ、連続性などを考慮していく必要がありまして、これらの観点から最終的な指針を定める予定でおり、現在、用水みちすじ部会にて意見聴取を行いながら事業を進めているところでございます。

以上、用水みちすじ部会からの報告を終わります。

―――資料６（寺社風景保全部会）についての説明―――

（事務局）

歴史都市推進課の田丸と申します。私の方から寺社風景保全部会の報告をさせていただきます。令和 4 年度については部会の開催が 1 回、審議案件が 4 件となっています。基本的な審議内容としては、伝統的寺社建造物修復事業の補助を利用されるお寺の修復内容などについてご審議いただいております。

このマップにありますように赤枠のエリアが補助制度を使えるエリアとなっておりまして、ちょっと分かりにくくて恐縮なのですが、右下にありますように寺社風景保全区域が小立野と寺町の方にございまして、こちらのエリアに入っているものであれば限度額と補

助率が多少上乗せされるという事業になっております。案件につきましては、青ポチでお示ししておりますような配置になっております。

続きまして、それぞれの案件の説明になります。まず1件目、徳龍寺本堂・庫裏、野町にございます浄土真宗大谷派のお寺となっております。本堂においては江戸後期、庫裏については昭和10年となっています。基本的には本堂の屋根、正面の建具の取り換え、一部沈下があるので、そちらの不陸調整。また庫裏の方の妻面の漆喰がはがれ落ちておりますので、その部分の塗り直しが主な修復の修理内容となっています。次のページに図面と写真でお示しをしております。屋根については全面ではなく、棟の一部分や軒先の部分がかなり傷んでいるというようなことで直しをいたします。また、アルミサッシに改変されている部分がございますので、こちらの方も元の姿に戻します。漆喰につきましては既に工事は終了しておりまして、足場の方も順次撤去していく状況でございます。

続きまして、平面の沈下している部分がこちらのちょっとグレーがかっているエリアなのですけれども、こちらで4cmほど沈下している部分がございますので、この沈下を正常な高さまで上げ屋をし、また傾斜がひどいため小屋裏から、ワイヤーで引っ張るなどして、、完全には無理なのですけれども、できるだけ元の状態に戻していくような工事をただ今施工中でございます。

2 件目、西勝寺です。瓢箪町にある浄土真宗本願寺派のお寺の鐘楼になります。建築年代は昭和5年とお寺に伝わっております。修理の内容としましては鐘楼の足元の袴の腰板などの取り換えとなっております。次のページになりますが、これは既に工事は終了しております。基本的に傷んでいる部材を取り換えて直すというふうになります。部分的な修復中の写真がこちらにあります。

続きまして3件目、専長寺土塀となります。金石味噌屋町にあります浄土真宗大谷派のお寺になります。ちなみにこのお寺の本堂、山門、茶室などは、金沢市指定文化財になっております。山門に向かいまして左右に土塀の修復になります。図にお示ししてありますように、既に漆喰部分が剥落せ、ひびが入っていたりということで、左右の漆喰部分を直すという工事になります。こちらの方は既に完了しております。

最後の案件、尾崎神社・神門になります。こちらの方は右の方に配置図がありますが、この青でお示ししております本殿、拝殿、幣殿、中門、透かし塀が重要文化財に指定されています。その手前に当たる門、神門と呼ばれているこの部分を今回直すという形になります。基本的には耐震診断を行いましてどのような状態かを現状把握し、補強設計、その後に工事という形になります。

内容はといいますと、次のページになりますが、柱が10本ほどあるのですが、そのうち8 本を補強する形になります。底版にコンクリートを打ち、柱を鉄骨材で補強して、それとコンクリートを緊結して耐震補強するという工事になります。資料としては以上となります。

（会長）

ありがとうございました。各部会長から補足はございますでしょうか。建物部会、用水みちすじ部会、寺社風景保全部会というものがありますが、何かございませんか。よろしいですか。

―――部会長からの補足説明―――

（F 委員）

建物部会は毎回設計者も呼んで質疑応答しながらやっています。大体色の指定範囲が決まっていますので、この中に収めてくださいということが多いのですが、特に最近はホテルブームがあって、マンションブームがあって、ものすごい勢いでできております。そのときのマンションのバルコニーに屋外機が見えないかとか、洗濯物がどうでとか、そういうような指摘から、本来もうちょっとこの方がいいねというのを、委員の意見も取りまとめて参考として述べる。そういう参考意見に対して非常に真摯に取り扱ってくださっている会社と、別にそれは強制的な義務じゃないですよねと、全然聞いてもらえないのと、ちょっと二極化しております。中には大手の住宅メーカーで主計町の景観を壊すから事業計画 3 階建てを 2 階建てまでにして頑張ってくれているところもあれば、ほとんど聞いてもらえないまま、色の範囲は守っているぐらいのところもあります。

皆さんも気付かれている、最近はマンションがどんどんと、これは都市に魅力があって、不動産として魅力があるからどんどん建つので、悪いことではないのですが「え、ここにこんなでっかいマンション？」みたいな、例えば大樋美術館の前に高層のマンションが建つとか、それから、柿木畠に高層が 2 本建ちました。とても柿木畠の雰囲気ではなくなってきた。そんなようなことがあって、ただ、市が定めている高度地区に従って、法律上ここへ建てられると、ただし、色は守りますというようなことがありまして、いったん高く認めたものを低くするというのは、これは財産権の問題なのでなかなか難しいといいながら、尾張町は、一度高さ制限を見直された。もう一度ぐらい何か高さ制限について道路の幅がこうだからこの高さではなくて、金沢のまちとしてこの辺は大事で残していこうかという議論が一度あってもいいのではないかと思っています。

ただ、気になりまして、金沢の戦前・戦後ぐらいからの写真をずっと街並みを見ていますと、やはりかなり変わっていますね。建物のスケール感、高さが全然違う。明らかに違う。だから、あまりここに高いものが駄目だとか言っても駄目なものかなと思いつつ、やはり次にどんどん高くなっていくときにどうなっていくだろうという議論も一度景観審議会で議論して、都市計画の方にまたご報告するような回があってもいいのかなとは最近思っております。以上です。

（会長）

ありがとうございました。

（G 委員）

それでは、用水みちすじ部会の方から、今最後に報告させていただきました。金沢みちすじ修景指針の策定中でありますという件について、もとより平成の初期ぐらいに舗装に関する作法書というものが作られておりまして、それにはその景観に調和するようなこうした作法を守りましょうという大体の提案というものがなされておりました。ところが、その後、用水みちすじ部会ではいろいろと舗装面の舗装をどのようにしていくかというの

を検討していくときには、その場、その場で大体の問題点がないかというのをやっていって、概ねうまくいってはいたのですけれども、ただ、やはり国・県・市が管理しているその道路によっていろいろな提案が出てきております。そうした中である程度金沢の都心部のその景観の文脈というものに基づいて、その舗装のグレードというものもありますし、あるいはその舗装をどういうふうな物語の中で統一していくのかというのをある程度提案できるのではないか。そして、またその舗装材によっては歩きにくいとか、最近はバリアフリーといいますか、ユニバーサルデザインといった中で、誘導用ブロックが弱視者にとって非常に優しくないような色彩や見え方というのが近年非常に指摘されてくるようになりました。そうした中で、そうした舗装面の歩きやすさ、あるいは見えやすさということも含めた、そうした面でのある意味機能性をしっかりと検証した上でその色彩についても、誘導用ブロックのあり方についても提案できるのではないかということで、今現在ワークショップ、弱視者の方と一緒にまちに出て調査などをしている最中でございます。

また年度末にはそうしたことを踏まえた提案、そして皆さんへの検討というのをお願いできるのではないかと思っております。特に誘導ブロックでわれわれが明らかにこれは見えるだろうと思っていたようなものが全然見えていないと。あるいはこのくらいで大丈夫かなと思っていたものが結構いい素材であったというような、今までの常識、一般的に考えられていた常識が異なっていたというような驚きもありますので、またそういったものも含めて報告できるのではないかと思っております。またその節にはよろしくお願いします。

（会長）

ありがとうございました。それでは報告についてご質問、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、ただ今聞かせていただきました上期の景観施策および各専門部会からの報告につきまして、了承するということでよろしいですか。それでは了承ということでございます。ありがとうございました。

時間も過ぎておりますので、本日の審議をこのあたりで終わらせていただきます。ご協力をありがとうございました。

6　閉会